

京都市告示第 92 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき，平成 14 年 5 月 24 日付けで認可した大江町町内会，平成 14 年 6 月 13 日付けで認可した桜坂自治会，平成 5 年 6 月 21 日付けで認可した桃南会について変更の届出があったため，同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

令和 3 年 4 月 22 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 大江町町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	小野 徹	西山 高弘
代表者の住所及び所在地	京都市下京区松原通東洞院東入大江町 5 3 5	京都市下京区松原通東洞院東入大江町 5 5 6

2 桜坂自治会

	変更前	変更後
代表者の氏名	上田 英則	馬込 純一
代表者の住所及び所在地	京都市左京区岩倉長谷町 6 6 4 - 3 1	京都市左京区岩倉長谷町 6 6 4 - 2 1

3 桃南会

	変更前	変更後
代表者の氏名	松倉 啓行	吉田 孝雄
代表者の住所及び所在地	京都市伏見区桃山与五郎町1-17	京都市伏見区桃山与五郎町1-287

(文化市民局地域自治推進室)